

3.EU による森林デューデリジェンスに関する調査

①調査の背景と目的、調査概要

- EU内外に流通する特定の品目について、当該品目の生産が森林減少等を引き起こしていないことを証明しなければならないとする「森林破壊及び森林劣化に関する特定の物品及び製品をEU市場で入手可能にすることやEUから輸出すること、並びに規則(EU) No995/2010の廃止に関する欧州議会・理事会規則(以下、森林DD規則)」が、2023年6月29日に発効され、2024年12月30日に一部を除き適用開始予定である。
- 対象品目の中には、日本で生産・加工され輸出されている品目も含まれることから、同規則の適用に際し日本の関係事業者が対応すべき事項に関する情報を整理し、事業者に情報提供することを目的として本調査を実施する。
- 本調査は、以下の大枠で実施した。
 - 規則の詳細把握: 規則最終版及び関連文献の分析
 - 規則運用方針の把握: 各国における方針及び進捗把握のためのヒアリング調査(ドイツ、フランス、オランダ)
 - 既存認証スキームの森林DD規則の下での活用可能性の検討: 認証スキーム等における関連動向の文献調査
 - まとめ: 日本の事業者が対応すべき事項に関する情報の整理

森林DD規則に関するスケジュール

スケジュール

2022年12月6日	欧州委員会・議会・理事会の三者で規則案に政治合意
2023年4月19日	欧州議会が規則案を承認
2023年5月16日	欧州理事会が規則案を承認
2023年6月9日	規則を官報に掲載
2023年6月29日	規則施行
2023年7月～2024年12月	細則を制定(品目・対象国ごとのリスク評価／等)、規則を受け各国が運用ルールを検討
2024年12月30日	規則の適用開始(一部を除き、施行から18カ月後) ※中小事業者には2025年6月30日適用開始

3.EU による森林デューデリジェンスに関する調査

②基本情報：森林DD規則の対象品目、日本との関わり

- 森林DD規則の対象品目は、牛及び牛肉、カカオ、コーヒー、パーム油、大豆、木材、ゴムである。
- 各品目の日本からEUへの輸出状況や主なサプライチェーンは以下の通りである。

日本からEU各国への森林DD規則対象品目の輸出状況と主なサプライチェーン

森林DD規則 対象品目	日本からEUへの輸出における特徴
牛	■ 対象品目の中ではゴム、木材について3番目に輸出货量・輸出額が大きい ■ 日本産の牛肉若しくはその加工品の輸出が主と考えられ、畜産業に伴う森林減少・劣化はわが国では現状生じていないことから、影響はほとんどないと考えられる(今後、低リスクと評価される可能性)
カカオ	■ 輸出货量・額とも小さい ■ 原料をアフリカ、南米等から輸入している可能性があり、その場合にはそうした国での森林減少・劣化への影響の確認が必要
コーヒー	■ 日本からEUへの輸出はほとんどない(2022年は貿易統計における輸出実績ゼロ)
パーム油	■ パーム油を精製した加工品の輸出が主 ■ 原料は主にインドネシア、マレーシアから輸入されており、当該国の主要な森林減少要因でもあることから、DDの必要性は高い
大豆	■ 輸出货量・輸出額とも非常に小さい ■ 国産大豆が主、日本における森林減少・劣化への影響はほとんどないと考えられる(低リスクと評価される可能性)
木材	■ 対象品目の中でゴムに次いで輸出货量・輸出額が大きい ■ 一部針葉樹の木材輸出があるが、多くは家具や漆塗りの箸など付加価値の高い製品としての輸出。原木は国産若しくは世界各国からの輸入材であり、森林減少・劣化の影響を広範囲に確認する必要がある (注)木製ケース等の梱包品(HSコード4415)は森林DD規則の対象ではあるものの、但し書きとして「市場に販売される別の製品を保護・運搬するための梱包材としてのみ使用されるものは対象外」とされており、当該製品は対象外。この扱いはEU木材規則(EUTR)と同様
ゴム	■ 対象品目の中で最も輸出货量・輸出額が大きい ■ 各種車両用タイヤなど、製品輸出が主。原料は主にタイ、インドネシアから輸入され、当該国の森林減少・劣化への影響の確認が必要

(出所)貿易統計その他をもとにMURC作成

3.EU による森林デューデリジェンスに関する調査

②基本情報：森林DD規則の対象品目、日本との関わり

- 対象品目の、日本からEUへの輸出の状況は下表の通り。
- 国別には、イタリア、オランダ、ドイツ、フランス、ベルギー等への輸出量が多い。品目別には、ゴムに次いで木材が多く、その他、パーム油、牛肉も一定量の輸出がある。

日本からEU各国への森林DD規則対象品目の輸出状況(2022年)(左:輸出量、右、輸出額)

重量単位 [KG]

	牛	カカオ	コーヒー	パーム油	大豆	木材	ゴム
アイルランド	0	0	0	5,760	0	7,841	83,944
イタリア	27,403	986	0	24,853	6,000	2,325,320	11,250,884
エストニア	0	0	0	0	0	13,235	191,015
オーストリア	0	0	0	0	0	196,508	286,293
オランダ	164,914	86,627	0	217,318	990	16,375,459	5,195,790
キプロス	0	0	0	0	0	64	429,648
ギリシャ	5,156	0	0	0	0	42,885	1,795,656
クロアチア	13	0	0	0	0	288	289,910
スウェーデン	0	313	0	0	0	80,565	12,060,771
スペイン	6,271	2,790	0	27,830	0	299,010	5,694,269
スロバキア	0	0	0	0	0	338	106,654
スロベニア	0	0	0	0	0	69,453	319,143
チェコ	268	0	0	0	0	138,342	2,953,848
デンマーク	2,420	42	0	0	0	85,859	1,343,795
ドイツ	50,352	22,430	0	327,473	3,000	7,480,618	27,000,642
ハンガリー	0	0	0	28,230	0	580,094	3,083,678
フィンランド	0	0	0	0	0	185,298	4,393,320
フランス	35,796	2,799	0	112,152	1,000	2,177,088	6,571,147
ブルガリア	0	0	0	0	0	26,984	510,431
ベルギー	104,542	51,346	0	117,268	0	501,957	27,538,835
ポーランド	3,851	252	0	92,470	0	1,313,753	7,543,312
ポルトガル	0	82	0	0	0	240,476	4,784,961
マルタ	514	0	0	0	0	95	88,533
ラトビア	0	0	0	0	0	74,366	785,844
リトアニア	0	0	0	0	0	20,038	727,151
ルーマニア	530	0	0	0	0	51,262	814,750
ルクセンブルク	0	0	0	0	0	2,982	947,880
計	402,030	167,667	0	953,354	10,990	32,290,178	126,792,104

金額単位 [千円]

	牛	カカオ	コーヒー	パーム油	大豆	木材	ゴム	計
アイルランド	0	0	0	15,840	0	35,996	937,153	988,989
イタリア	256,482	2,171	0	54,647	8,870	2,285,157	8,786,406	11,393,733
エストニア	0	0	0	0	0	27,478	104,942	132,420
オーストリア	0	0	0	0	259	206,439	264,822	471,520
オランダ	1,725,066	177,968	0	261,776	2,216	7,283,150	6,812,558	16,262,734
キプロス	0	0	0	0	0	2,414	307,301	309,715
ギリシャ	49,988	0	0	0	0	38,900	1,157,579	1,246,467
クロアチア	639	0	0	0	0	337	154,142	155,118
スウェーデン	0	624	0	0	0	88,748	7,042,448	7,131,820
スペイン	62,624	3,967	0	23,820	0	666,263	3,909,973	4,666,647
スロバキア	0	0	0	0	0	2,183	99,073	101,256
スロベニア	0	0	0	0	0	68,393	208,057	276,450
チェコ	3,175	0	0	0	0	25,295	2,710,041	2,738,511
デンマーク	28,225	217	0	0	0	351,673	841,361	1,221,476
ドイツ	508,772	50,423	0	424,144	5,244	7,644,579	25,174,560	33,807,722
ハンガリー	0	0	0	63,785	0	550,112	2,050,213	2,664,110
フィンランド	0	0	0	0	0	222,073	2,778,899	3,000,972
フランス	365,247	5,216	0	227,941	864	2,717,825	6,110,695	9,427,788
ブルガリア	0	0	0	0	0	19,508	279,995	299,503
ベルギー	1,012,070	9,643	0	90,971	0	748,997	24,981,656	26,843,337
ポーランド	37,000	609	0	63,726	0	1,831,890	4,800,856	6,734,081
ポルトガル	0	282	0	0	0	286,228	2,791,568	3,078,078
マルタ	4,731	0	0	0	0	529	119,995	125,255
ラトビア	0	0	0	0	0	39,216	517,030	556,246
リトアニア	0	0	0	0	0	29,546	354,141	383,687
ルーマニア	4,108	0	0	0	0	24,780	640,321	669,209
ルクセンブルク	0	0	0	0	0	16,443	571,048	587,491
計	4,058,127	251,120	0	1,226,650	17,453	25,214,152	104,506,833	135,274,335

(出所)貿易統計をもとにMURC作成。色付きの品目・国は色の濃い順に輸出量若しくは輸出額が大きいものを示している。

3. EU による森林デューデリジェンスに関する調査

③森林DD規則の詳細

- 森林DD規則のポイントは、以下の通り。次頁以降に規則の詳細を示す。
- 森林減少・劣化が生じた土地で生産された製品や生産国の法令に違反した製品等をEU市場内外に流通させることを防ぐため、事業者（Operator: EU市場に製品を提供する事業者）は、全ての対象製品に対し、「デューデリジェンス（以下、DD）」を実施する。また、各事業者はDDを実施するための自社システム（DDシステム）を構築する。
 - DDの実施は、EUの事業者。日本から輸出される製品については、EU市場でこれを最初に扱う事業者（First Operator）である
- DDは、以下の手順で実施する。
 - **【DD情報の収集】**製品の内容や生産地の情報（地理的位置情報も含む）、製品に関係する事業者の情報、森林減少を伴わない製品であることを証明する情報、合法性を示す情報等を収集し、これらを報告する「DDステートメント」を作成する。DDステートメントはEUが整備する「情報システム」に報告するとともに、要請に応じて各国の所管当局に提出する。
 - **【リスク評価】**収集したDD情報に基づき、対象製品が規則に基づいて不適合になるリスクがあるかの評価・判断を行う。
 - **【リスク緩和措置】**リスク評価の結果においてリスクありと判断された場合には、そのリスクを緩和（軽減）する措置を実施する。
- EUにより製品・原産国ごとに行われる分類で「低リスク」に分類されたものについては、上記DDプロセスのうち「リスク評価」「リスク緩和措置」の実施は義務ではない（ベンチマーキングシステム）。
 - リスク分類は2024年12月30日までに実施・公表され、定期的に見直される。
- DDステートメントの様式や、その提出先となる情報システムは、2024年12月30日までにEUが構築する。
- 各国の所管当局（Competent Authority）は、事業者がDDを適切に実施しているかについて、毎年のサンプリング調査により検査する。検査対象は、各事業者が構築しているDDシステムの内容、これに基づき実施・報告されたDDステートメントである。
- 中小規模の事業者は、DDの実施や各国所管当局による確認において、いくつかの緩和措置が講じられる。
- 森林DD規則は、定期的に見直される。

（出所）Official Journal of the European Union「REGULATION (EU) 2023/1115 OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 31 May 2023 on the making available on the Union market and the export from the Union of certain commodities and products associated with deforestation and forest degradation and repealing Regulation (EU) No 995/2010」(<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:32023R1115>) よりMURC作成

3. EU による森林デューデリジェンスに関する調査

③森林DD規則の詳細

- 規則最終版における内容は、以下の通り。

森林DD規則の主な構成要素

森林DD規則の概要(官報掲載版)

第1章 第2,3条 用語の定義、禁止事項	■ 禁止事項: ● 2020年12月31日以降に森林減少・劣化が生じた土地で生産された製品等をEU市場に供給またはEU市場から輸出する ● 生産国における関連法令に違反している / 等
第2章 第8～12条 DDの要素	■ <u>収集する情報項目、情報の取扱い方法(保管期限)、リスク評価の実施、報告頻度と公開方法</u> / 等
第3章 第16,18～19条 各国のDD実施事項	■ <u>加盟国及び関係国が実施する水際チェック</u> / 等
第3章 第25条 罰則	■ 各国国内法に基づく罰則を適用(罰金、製品没収、取引禁止 / 等)
第2章 第13条、第5章 第29～30条 ベンチマーキングシステム	■ <u>ベンチマーキングシステム(生産国のリスク評価)</u> の導入、低リスク評価の国での一部規制緩和、第3国との協力 / 等
第7章 第33条 情報提供システム	■ DD結果を公表する情報システム / 等
第8章 第34条 制度のレビュー	■ 対象地の範囲拡大について2024年6月30日及び2025年6月30日までに検討、2028年6月30日までとその後少なくとも5年に1回の定期レビュー / 等
Annex 対象品目	■ 牛、カカオ、コーヒー、パーム油、大豆、木材、ゴム

(出所) Official Journal of the European Union「REGULATION (EU) 2023/1115 OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 31 May 2023 on the making available on the Union market and the export from the Union of certain commodities and products associated with deforestation and forest degradation and repealing Regulation (EU) No 995/2010」(<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:32023R1115>) よりMURC作成

3. EU による森林デューデリジェンスに関する調査

③森林DD規則の詳細(規則本文より主要要素を抽出)

森林DD規則の概要(官報掲載版)	
前文 (ポイントとなるもののみ抜粋)	■ 牛に関する製品をEU市場に提供若しくは輸出する事業者は、DDシステムの一環として、飼料が森林破壊のないものであることを確保すべき。その場合、森林DD規則に基づく地理的位置の要件は、牛が飼育されている各施設の地理的位置に限定されるべきであり、資料自体の地理的位置情報は必要とされない。(para 39) ■ 優良事例を認識するために、リスク評価の手続きにおいて、認証又は他の第三者検証スキームを使用することができる。ただし、DDに関する事業者の責任を代替するものではない。(para 52) ■ EU規則No.2173/2005は、FLEGT免許制度を制定している(森林法の施行・ガバナンス・貿易に係るEU行動計画: Forest, Law, Enforcement, Governance and Trade: FLEGT)。同制度は、違法伐採を阻止し、森林ガバナンスと関連する貿易を強化することを目的に、木材生産国との自主的なパートナーシップ協定(VPA)を通じて実施される。森林DD規則は、特に利害関係者の参加の強化と森林ガバナンスの改善の観点から、FLEGTの下で達成されたポジティブな成果を基礎とすべきである。特定の場合には、VPAは木材製品の合法性に関して森林DD規則を保管することができる。(para 81)
第2条 用語の定義 禁止事項	■ Deforestation(森林減少): 人為的か否かを問わず、森林を農業利用に転換すること ■ Forest(森林): 0.5ha以上・樹高5m以上・樹冠被覆率10%以上という閾値を満たし、主に農業利用や都市利用されている場所を除く土地 ■ Agricultural use(農業利用): 農業の目的のための土地利用、農業プランテーションや家畜飼養のための土地の利用を含む ■ Operator(事業者): 商業活動の過程において、関連製品(森林DD規則が対象とする製品)をEU市場に提供若しくは輸出する自然人・法人 ■ Trader(取引者): 事業者以外のサプライチェーン上の関係者で、商業活動の過程において、関連製品を市場において利用可能にする者 ■ Relevant legislation of the country of production(生産国の関係法令): 生産国において適用される以下の法律 - 土地利用権、環境保護、森林関連規則(木材伐採に直接関係しうる森林管理、生物多様性保全等の規則)、第三者の権利、労働権、国際法の下で保護される人権、先住民の権利に関するFPIC(自由意思による事前の十分な情報に基づく同意)の原則、租税・腐敗防止・貿易・関税に関する規則
第3条 禁止事項	■ 以下のすべての条件を満たさない限り、対象製品を市場に提供したり輸出してはならない ● (a) 森林減少がない ● (b) 生産国の関連法令に従って生産されたものである ● (c) デューデリジェンス(DD)ステートメントで網羅されている

3. EU による森林デューデリジェンスに関する調査

③森林DD規則の詳細(規則本文より主要要素を抽出)

森林DD規則の概要(官報掲載版)

第2章 第8～12 条 DDの要素

【第8条 デュー・デリジェンス】

- 事業者は、対象製品を市場に提供若しくは輸出する前に、各供給者が供給する全ての関連製品に関してDDを実施しなければならない。
- DDには以下の事項を含めるものとする。
 - 第9条に示す要件を満たすために必要情報、データ及び文書の収集
 - 第10条に示すリスク評価措置
 - 第11条に示すリスク緩和措置

【第9条 情報要件】

- 事業者は、対象製品が第3条(禁止事項)に適合していることを証明する情報、文書及びデータを収集しなければならない。事業者は対象製品のEU市場への提供若しくは輸出の日から5年間、以下の情報を収集・整理・保管する。
 - 製品表示(商品名や種類等を含む。木材関連製品は樹種の通称・学名を含む)。製品表示には、対象製品を生産するために使用された関連製品の一覧を含む
 - 対象製品の数量(原則キログラム単位)
 - 生産国
 - 対象製品が生産された土地の全ての区画の地理的位置、並びに生産日時。所定の土地区画における森林減少・劣化がある場合、当該区画からの製品をEU市場に提供若しくは輸出することを自動的に不適格とする。牛に関する製品については、**生が飼育されていたすべての施設を地理的位置とする。**
 - 対象製品を供給された企業・個人の名称、住所、電子メールアドレス
 - 森林減少を伴わない製品であることを決定的かつ検証可能な十分量の情報
 - 対象製品が生産国の関係法令に従って生産されたことを示す決定的かつ検証可能な十分量の情報
- 事業者は、上記に基づいて収集した情報・文書及びデータを、要請に応じて権限のある当局に提供する。

【第10条 リスク評価】

- 事業者は、第9条及びその他の関連文書に従って収集された情報を検証し、分析する。当該情報・文書に基づき、事業者は、EU市場に提供若しくは輸出する製品が不適合となるリスクがあるかを判断するためのリスク評価を実施しなければならない。
- リスク評価は、特に以下の基準を考慮しなければならない
 - 第29条に基づく生産国のリスク分類
 - 生産国における森林の存在
 - 生産国における先住民の存在、先住民との誠実な協議及び協力、先住民による正当な理由のある請求権の存在
 - 生産国における森林減少・森林劣化の蔓延
 - 第9条に示す情報の出典、信頼性・妥当性及びほかの利用可能な文書へのリンク

3. EU による森林デューデリジェンスに関する調査

③森林DD規則の詳細(規則本文より主要要素を抽出)

森林DD規則の概要(官報掲載版)

第2章 第8～12 条 DDの要素

【第10条 リスク評価】

- リスク評価は、特に以下の基準を考慮しなければならない(つづき)
 - 腐敗の程度、文書・データの改ざんの蔓延、法執行の欠如、国際人権の侵害、武力紛争、国連やEU理事会により課された生産の存在等、生産国における懸念
 - サプライチェーンの複雑さ、製品製造段階、特に対象製品が生産された土地区画の把握の困難さ
 - 生産元が分からない製品や森林減少・森林劣化が発生している地域において生産された製品との混合リスク
 - 第31条に基づき実証された懸念事項、事業者による本規則の不遵守の履歴に関する情報
 - 対象製品が不適合であるリスクを指摘するあらゆる情報
 - 補足情報。EUにより承認された自発的な制度を含む。認証や他の第三者検証スキームによって提供された情報を含むことができる
- EU規則No.2173/2005の適用を受ける木材製品であって、有効なFLEGTライセンスの対象とある者は、森林DD規則第3条(b)を満たすものとみなす。
- 事業者は、リスク評価を少なくとも年1回文書化し、レビューし、所管当局の要請に応じてそれらを利用可能にしなければならない。事業者は、収集情報がリスク評価基準に照らしてどのように確認されたか、どのようにリスクの程度を決定したかを説明できないなければならない。

【第11条 リスク緩和】

- 第10条に従って実施されたリスク評価により、当該製品が不適合であるというリスクが全くない若しくはごくわずかであることが明らかになった場合を除き、事業者は、対象製品をEU市場に提供若しくは輸出する前に、リスクが全くない若しくはごくわずかなることを達成するために、以下を含む適切なリスク軽減手続き及び措置を実施しなければならない。
 - 追加情報・データ・文書の要求
 - 第三者による調査・監査の実施
 - 第9条に規定する情報要件に関するその他の措置の実施
- 事業者は、特定された対象製品の不適合のリスクを効果的に緩和しリスク管理するために、以下を含む適切かつバランスの取れた方針・統制及び手続きを整備するものとする。
 - 中小企業以外の事業者において、経営層へのコンプライアンス・オフィサーの設置を含む、リスクマネジメント・報告・記録・内部統制・コンプライアンス管理の仕組み
 - 上記の方針・統制・手続きを確認する独立した監査機能
- リスク緩和の手続き及び措置に関する決定は、文書化され、少なくとも年1回見直され、要請に応じて所管当局に情報提供しなければならない。事業者は、リスク緩和の手続き及び措置に関する決定がどのように行われたかを実証できないなければならない。

3. EU による森林デューデリジェンスに関する調査

③森林DD規則の詳細(規則本文より主要要素を抽出)

森林DD規則の概要(官報掲載版)

第2章 第8～12 条 DDの要素

【第12条 DDシステムの構築・維持管理、報告・記録保管】

- 第8条に従ってDDを実施するために、事業者は、対象製品が第3条に適合することを実証するための手続き及び措置の仕組みを確立し、最新の状態に保つものとする。
- 事業者は、DDシステムを少なくとも年1回見直すものとする。事業者はDDシステムに影響を及ぼしうる新たな進捗に気づいた際には、その進捗を考慮してDDシステムを更新する。事業者はDDシステムにおいて当該更新の記録を5年間保管する。
- 中小企業以外の事業者は、第8条に規定する義務を履行するために取った措置を含め、当該事業者のDDシステムについて、インターネットを通じたものを含め、できる限り広く、毎年、公表する。
- 上記の公表には、以下の情報を含める。
 - 第9条に示す情報要件に従った情報の要約
 - 第10条に基づくリスク評価結果、第11条にお基つき実施された措置、その際に得られた情報並びに論拠
 - (該当する場合)先住民、現地住民及びその他の慣習的保有権者との協議プロセスに関する説明
- 事業者は、DDに関するすべての文書を少なくとも5年間保管する。期間中は、権限のある当局の要請に応じて、当該文書を利用可能にしておかなければならない。

第3章 第16,18 ～19条 各国のDD実施 事項

【第16条 確認実行の義務】

- 所管当局 (competent authority) は、所管内かつEU域内の事業者・取引者が森林DD規則を遵守していることを確認するための確認を実行しなければならない。
- 確認は第18条、第19条の規定に基づき行う。
- 所管当局は、実行すべき確認項目の特定のためにリスクベースアプローチを用いる。サプライチェーンの複雑さ及び長さ、対象製品の加工段階、関連する土地区画が森林に隣接しているか否か、第29条に従った各国のリスク分類、高リスクに分類される国の状況、事業者・取引者による森林DD規則違反の履歴等といったリスク基準に基づいて、リスク分析を行い、確認項目を特定する。リスク分析は、第9条・第10条に示す情報に基づいて行わなければならない、加えて第33条に示す情報システムに含まれる情報や、モニタリングデータ、国際機関のリスク分析結果、第41条に基づいて提供された懸念事項に関する情報等を活用してもよい。
- EUは、EUレベルでの指標となるリスク基準を確立し、定期的に見直し、更新し、それらを所管当局に伝達する。
- 所管当局は、確認の実施のため、少なくとも次の事項を含む年次計画を作成する。
 - 上記に示す所管国ごとのリスク基準
 - 確認すべき事業者・取引者の選択。所管当局は、確認すべき事業者・取引者について、特定のDDステートメントを指定できる
- 所管当局は、他国の当局やEUに対し、確認に関する計画及びその進捗を情報共有する。
- EU各国は、自国の所管当局が実施する年次確認が、第29条に従って標準リスクに分類される生産国において生産された対象製品を扱う事業者の少なくとも3%を対象とすることを担保しなければならない。

3. EU による森林デューデリジェンスに関する調査

③森林DD規則の詳細(規則本文より主要要素を抽出)

森林DD規則の概要(官報掲載版)

第3章 第16,18 ~19条 各国のDD実施 事項

【第18条 事業者・非中小の取引者の確認】

- 事業者、非中小取引者の確認には以下を含まなければならない。
 - DDシステム(リスク評価及びリスク緩和手続きを含む)、DDシステムの適切な機能を実証する文書及び記録の検査
 - 事業者・取引者が扱う対象製品が森林DD規則を遵守していることを実証する文書及び記録の検査。関連するDDステートメントの検査も含まれる
- 確認には、以下を含めてもよい。
 - DDの実施に使用された文書との対応を確認するための実地調査
 - 第24条の規定による是正措置の審査
 - 対象製品が生産された種や正確な場所を決定するのに十分な技術的及び科学的な手段(DNA分析等)
 - 対象製品が森林減少のないものであるかどうかを判断するために十分な技術的及び科学的な手段(地球観測データ等)
 - 実地監査を含む抜き打ち検査(第3国における監査を含む)。ただし、第3国の行政当局との協力を通じ第3国が同意することを条件とする

【第19条 中小取引者の確認】

- 中小取引者に対する確認は、第5条2、3、4(下記)の遵守を証明する書類及び記録の検査を含めることとする。
 - (第5条3)中小取引者は市販しようとする対象製品に関する以下の情報を収集し、保管する。
 - － 名称、登録商標、住所、電子メールアドレス
 - － (可能な場合)対象製品に関するDDステートメントの参照番号
 - － 対象製品を供給した事業者の名称、登録商標、住所、電子メールアドレス、ウェブアドレス
- 必要に応じ、実地監査を含む抜き打ち検査を確認に含めてもよい。

第3章 第25条 罰則

- 加盟国は、事業者・取引者による森林DD規則の違反に適用される罰則に関する規則を定め、それらの実施を担保するために必要なあらゆる措置を講じなければならない。加盟国は、それらの規則及び措置をEUに通知し、その後の修正も遅滞なくEUに通知しなければならない。
- 罰則には、次のものを含める。
 - 環境上の損害及び対象製品の価値に比例した水準の罰金。罰金は違反から生じる経済的利益の責任者から実質的に徴収することを担保し、罰金水準を徐々に引き上げるものとする。法人の場合、罰金の最高金額は罰金の決定に先立つ会計年度における事業者の年間売上高の少なくとも4%とする
 - 事業者・取引者からの対象製品の没収
 - 事業者・取引者が対象製品の取引により得た収入の没収
 - 公共調達プロセス、入札手続き、補助金等を含む公的資金へのアクセスから最長12カ月の一時的な除外

3. EU による森林デューデリジェンスに関する調査

③森林DD規則の詳細（規則本文より主要要素を抽出）

森林DD規則の概要（官報掲載版）	
第3章 第25条 罰則	■ 罰則には、次のものを含める。（つづき） ● 重大な違反若しくは繰り返される違反の場合について、対象製品のEU市場への提供や輸出の暫定的禁止 ● 重大な違反若しくは繰り返される違反の場合について、第13条に定める簡素化されたDDを実施することの禁止 ■ 加盟国は、関連するデータ保護規則を考慮しつつ、違反の最終判断から30日以内に、違反の最終判断並びに違反した法人に課される罰則をEUに通知しなければならない。EUは、以下の要素を含む違反の判断の一覧をウェブサイト上で公表する。 ● 違反した法人の名称 ● 違反の最終判断の年月日 ● 法人が森林DD規則に違反していると認定された活動の概要 ● 課される罰則の内容、罰金の場合にはその金額
第2章 第13条 第5章 第29～ 30条 ベンチマーキングシ テム	【第13条 簡素化されたDD】 ■ 事業者は、対象製品をEU市場に提供若しくは輸出する場合、関連するサプライチェーンの複雑さによるリスク、高リスク国・標準リスク国における道の原産地若しくは原産地の製品との混合のリスクを評価した後に、第29条に従って低リスクに分類された国において対象製品が生産されたことを確認した場合には、第10条・11条の義務を履行することを要求されない。そのような場合には、事業者は、上記リスクが無視できる程度であることを証明する文書を所管当局の要請に応じて提供しなければならない。 【第29条 国の評価】 ■ EU加盟国及び第3国は、次のリスク区分のいずれかに分類される。 ● 高リスク：後述の評価基準（森林減少・劣化の速度等）に照らした評価の結果、特定の対象製品についてハイリスクとなる国 ● 低リスク：評価基準に照らした評価の結果、同国での森林減少・劣化を引き起こす生産が例外的であることの十分な補償があると結論付けられる国 ● 標準リスク：評価の結果、高リスクとも低リスクとも判定されなかった国 ■ 2023年6月29日時点で、全ての国を標準リスクとする。EUは、高リスク・低リスクと判断する国を審査し、その一覧を遅くとも2024年12月30日までに公表する。リストは新たな根拠に照らし、必要な頻度で見直され、必要に応じ更新される。 ■ 低リスク・高リスクの分類は、最新の科学的根拠及び国際的に認められた情報源を活用して、EUによる客観的かつ透明性のある評価に基づくものとする。分類は主として以下の評価基準に基づく ● 森林減少・劣化の速度 ● 対象製品のための農地拡大の速度 ● 対象製品の生産と動向

3. EU による森林デューデリジェンスに関する調査

③森林DD規則の詳細(規則本文より主要要素を抽出)

森林DD規則の概要(官報掲載版)

第2章 第13条 第5章 第29～30条 ベンチマーキングシステム

【第29条 国の評価】(つづき)

- 評価に際しては以下も考慮することができる。
 - 国連気候変動枠組条約(UNFCCC)に提出する国が定める貢献(Nationally Determined Contribution:NDC)における農業・林業及びその他の土地利用(Agriculture, Forestry and Other Land Use:AFOLU)分野の排出・吸収量に関して、国・地域事業者・NGOsや第三者から提供された情報
 - 森林減少・劣化に対処し対象製品の第3条への適合及びそれらの効果的な実施を促進する、各国間の協定及びその他の文書
 - 対象国がパリ協定第5条に従い森林減少・劣化に対処し、森林減少・劣化につながる活動を回避するための効果的な措置をとっているか。特に、森林減少・劣化から生じる利益を奪うために十分に厳しい罰則を適用しているか
 - 対象国が関連データを透明性をもって提供するか否か。該当する場合、人権、先住民、地域コミュニティ及びその他の慣習的保有権者の権利を保護する法律の存在、遵守又は効果的な実施
 - 対象製品の輸出入に対し国連安全保障理事会やEU理事会が課す制裁
- EUは、リスクのレベルを下げることを目的として、高リスク国及び高リスクに分類されるリスクのあるすべての国との間で特定の対話を行う。
- EUは、対象国のリスク区分を変更する意図を対象国に正式に通知し、その点で有用考えられる情報を提供するように求めるものとする。EUはそうした意図をEU加盟国内の所管当局にも通知しなければならない。通知には以下の情報を含める。
 - 対象国のリスク分類を変更しようとする理由
 - リスク分類を変更する意図に関して、EUに対して書面により回答を求めること
 - 高リスク又は低リスクへの分類の結果
- EUは、通知に回答するのに十分な時間を関係国に与える。高リスクへの分類に関する通知である場合、対象国は、その回答においてその状況を改善するために講じた措置に関する情報をEUに提供することができる。

【第30条 第3国との協力】

- EUはその権限の範囲内で、EU加盟国を代表して、森林DD規則に関係する生産国、特に高リスクに分類された国と、森林減少・劣化の根本原因に共同に対処するための既存及び将来のパートナーシップや関連協力メカニズムを通じて、協調的なアプローチをとらなければならない。
- 協力には、市民社会、先住民、地域社会、女性、零細企業やその他の中小企業を含む民間部門小規模生産者を含むすべての利害関係者の完全な参加を可能にする。

第7章 第33条 情報提供システム

- 2024年12月30日までに、EUはDDステートメントを含む情報システムを確立し、その後維持するものとする。
- 情報システムは、DDの義務の履行を妨げることなく、少なくとも以下の機能を提供しなければならない。
 - 事業者・取引者及びそれらの正当な権限を有する代表者の登録
 - DDステートメントの登録(情報システムを通じて提出された各DDステートメントの参照番号の事業者・取引者への伝達を含む)

3. EU による森林デューデリジェンスに関する調査

③森林DD規則の詳細(規則本文より主要要素を抽出)

森林DD規則の概要(官報掲載版)

第7章 第33条 情報提供システム

- 情報システムは、DDの義務の履行を妨げることなく、少なくとも以下の機能を提供しなければならない。(つづき)
 - 既存のDDステートメントの参照番号を利用可能にすること
 - (可能であれば)地理的位置を特定するための関連システムからのデータの変換
 - DDステートメントの確認結果の登録
 - EU税関システムとの相互接続
 - 第16条(各国による確認)に示す確認計画のためのリスク分析を支援するための関連情報の提供
 - 所管当局間、所管当局とEU間での情報・データのやり取りのための行政上の支援及び協力の促進
 - デジタル供給管理ツールの使用を含め、森林DD規則の実施のために所管当局・事業者・取引者の間のコミュニケーションを支援すること
- EUは、個人情報の保護及び他のITシステムとの間のデータの交換に関する規則を含む、森林DD規則の情報システムの機能に関する規則を制定しなければならない。
- EUは、税関当局、所管当局、事業者、取引者等に対し、情報システムへのアクセス権を提供しなければならない。
- EUは、EUのオープンデータ・ポリシーに従い、情報システムのうち完全に透明化されたデータセットへのより広範な一般によるアクセスを、オープン・フォーマットで提供しなければならない。

第8章 第34条 制度のレビュー

- 2024年6月30日前に、EUは、森林DD規則の適用範囲を森林以外の樹木地に拡大するための法的提案を添えて、影響評価結果を提出しなければならない。
- 2025年6月30日までに、EUは、森林DD規則の適用範囲を他の自然生態系(炭素蓄積量の高く、草地・泥炭地・湿地など生物多様性価値の高い土地を含む)に拡大するための法的提案を添えて、影響評価を提出しなければならない。この評価には、対象製品の一覧表を改正または拡張することが適当かどうかの評価を含める。森林減少・劣化に直接的に又は間接的に寄与する資金の流れを防止する上での金融機関の役割も評価する。
- EUは、2028年6月30日までとその後少なくとも5年ごとに、森林DD規則の一般的見直しを実施し、適当な場合には立法提案を添えて欧州議会及び理事会に報告書を提出する。最初の報告書には、特に以下の評価を含めることとする。
 - 森林DD規則の目的達成を支援するために、追加的な貿易円滑化手段の必要性及び実現可能性(特に後発開発途上国(Low Income Developing Country: LDC)や高リスク国、標準リスク国に関して)
 - 農業者(とくに小規模営農者)、先住民及び地域社会に対する森林DD規則の影響、並びに、持続可能なサプライチェーンへの移行及び小規模営農者が森林DD規則の要件を満たすための追加的支援の潜在的必要性
 - 森林劣化の定義の拡大(国際的な議論の進展を考慮したうえで)
 - 地理的位置を示すポリゴンの閾値
 - 対象製品の取引パターンの変化
 - 各国による確認が対象製品の第3条への適合を確実にするために効果的であったかの評価

3. EU による森林デューデリジェンスに関する調査

④EUによる規則運用開始に向けた動き

1. 規則運用のためのインフラ整備

- 規則対象事業者がDDステートメントを提出する「情報システム (Information System)」は、森林DD規則第33条に基づき、EUが2024年12月30日までに構築し、その後運用することとされている。
- 情報システムの構築に向けては、制度対象となる中小・非中小の事業者をはじめとした関係者によるパイロットテストが実施されたところ。今後、関心のある対象事業者すべてに提供されるシステムの運用トレーニング等を経て、規則適用開始とともに本格運用が開始される見込み。
- 現時点では、システムの概要は公開されていない。

森林DD規則の下で運用される情報システムに関するスケジュール	
2023年12月～2024年1月	情報システムのパイロットテストを実施
2024年第2四半期(4月)以降	情報システム利用のためのトレーニングの実施 (EUでは、ユーザーマニュアルやビデオチュートリアル等の教材の開発・提供も予定)
2024年12月30日	情報システム運用開始

2. DDステートメントの様式提示

- 事業者がDDステートメントで報告すべき内容は、規則第9条及びAnnex IIIに示されている。
- これに沿った様式が作成・提示されるべきとの指摘が業界団体等から上がっている。
 - 森林DD規則の前身であるEU木材規則(EU Timber Regulation: EUTR)では、業界団体がDDにあたってのガイダンス文書を提示するといった例があった(ヒアリング調査より)。

3. 森林モニタリングのためのツールの紹介や情報提供

- 森林DD規則の運用に際して、事業者にとってハードルが高いとされている事項の1つに、全ての原産地の地理的位置 (Geo location)を特定しなければならないという点がある。事業者にとってサプライチェーンを最上流まで遡ることの難しさ、また原産地点が小規模分散であるときの労力の大きさが懸念されている。
- 関連する支援策の1つとして、EUでは世界の森林をモニタリングできるツール等の情報を提供している(<https://forest-observatory.ec.europa.eu/>)。原産地は事業者が特定する必要があるが、特定後、その場所過去に森林減少が生じているかどうか等を確認する際に活用可能なツール等が紹介されている。

3. EU による森林デューデリジェンスに関する調査

⑤各国による規則運用開始に向けた動き

- 各国における規則運用の方針について、2024年12月30日からの規則適用に向けて、各国は国内体制を整備している状況。
 - 各国に求められる基盤整備の内容は、以下の通り。
 - 森林DD規則の母国語への翻訳
 - 各種の計算
 - － 関連業界の輸出入・国内生産販売量に関するデータの整備
 - － 自国及び輸出入国の森林DD規則に基づくリスク評価に向けた調査
 - － DD報告文書の管理方法、報告データのエラーへの対応等に関する準備
 - 国内規則を踏まえた森林DD規則の解釈
 - 新たな関連国内規則の制定
 - 関連業界への規則の周知
 - DD報告に向けたITシステムの準備
- (出所) Mr. Lars Andersen Skovmoller (デンマーク環境保護局)
「How the Competent Authorities are getting ready for the EUDR」
- 各国における具体的な取組状況等については、ヒアリング調査により情報収集を実施した。ヒアリングに基づく調査結果は次頁以降に示す。

ヒアリング先(実施日)	ヒアリング実施概要
政府機関	
オランダ農業・自然・食品品質省 (2023年12月7日)	■ 2024年12月30日からの規則適用に向けた取組状況や、国内事業者を含む関係者の状況について情報を収集
フランス農業・農業食料・林業省(MAAF) (2023年12月15日)	■ 森林DD規則を受けて各国での実施基盤整備を担う「所管当局(competent authority)」 ■ 2024年12月30日からの規則適用に向けた取組状況について情報を収集
ドイツ連邦食糧・農業省(BMEL) (2024年2月5日)	■ 森林DD規則を受けて各国での実施基盤整備を担う「所管当局(competent authority)」 ■ EUDR制定の背景詳細、2024年12月30日からの規則適用に向けた取組状況について情報を収集
業界団体	
オランダ油脂工業連盟(MVO) (2023年12月8日)	■ 森林DD規則の対象品目であるパーム油・大豆油を扱う事業者を束ねる業界団体 ■ オランダがEU内外との貿易のハブになっていることから、オランダのみならずEU全体での森林DD適用に向けた事業者の検討状況やEU並びに各国での詳細制度設計への意見等について情報を収集

3. EU による森林デューデリジェンスに関する調査

⑥各国における規則運用に向けた取組状況

【各国における基盤整備状況】

■ 国内体制の整備

- 国によって進捗は大きく異なるが、いずれにせよ準備段階。
- 【オランダ】規則の所管当局は食品・消費者・製品安全庁(NVWA)。森林DD規則の国内法制化に取り組んでいるところ。
- 【フランス】環境省の下にSCN(Service à compétence nationale)と呼ばれる新たな部局を作ることとなっている。
 - － 森林DD規則のみならず他の制度も管轄する部局となる予定。2024年9月から部局の運営を開始し、2026年までに110名程度のスタッフ数に順次拡大していく予定。
 - － 森林DD規則については、SCNが輸入作物を、農業省が国産作物(木材、大豆、牛肉)を監督する役割分担が想定される。
- 【ドイツ】事業者の監視(DDシステムやDDステートメントの検査)を行うためのインフラ整備に取り組んでいる状況。

■ 規則運用に向けた課題

- EUTRからの品目拡張による政府にとっての課題として、検査数の増加、政府のキャパシティ不足が考えられる。
 - － 【フランス】国内企業だけでも33,000事業者が対象となる。

【事業者による取組の状況】

■ 規則運用に向けた課題

- 事業者にとっては、森林DDの要件のうち、「地理的位置の特定」が最大の課題。全ての原産地を挙げなければならない。生産地が分散している中でトレーサビリティを担保することが難しい。サプライチェーンを辿るためには、複数の組織で連携しなければならない。パーム油だけでなく、コーヒーもカカオもゴムも同じ状況。
- 生産国の法律、土地政策に従わなければならないという点がもう1つの課題。どのような書類が必要となるか、具体的に示されていないので現時点で対応できない。国によって情報ソースが異なる難しさもある。報告様式や内容もEU各国で異なると対応が難しいので共通化が必要。
- 国別リスク評価を、各企業が自身の取引先の国についてそれぞれ行わなければならないのか、原産国が同じなら企業間で共通化できるのか、その点も明確になっていない。同じ国・地域のリスク評価結果が企業間で異なるのはおかしいので、リスク評価結果を一括して利用できるようにすべきとの意見がある。
- 持続可能性認証スキームの活用について、既存認証では森林DD規則の要件の全ては満たせない(認証取得で全てを担保することはできない)との認識。

■ 各国政府と事業者とのコミュニケーション

- 【ドイツ】森林DD規則の検討が見込まれていた2021年に国内関係者のフォーラムを立ち上げ、対象事業者、市民社会、学術関係等の様々な関係者で規則に関する議論を行ってきた。
- 【オランダ】業界団体が国や品目をまたいで連携し、運用ルールの共通化に向けてEU委員会に具申する等の動きがある。

3. EU による森林デューデリジェンスに関する調査

⑦既存認証スキームにおける森林DD規則への対応

【本調査の背景と目的】

- 農産物や木材等の持続可能性を確認する手段として、各種国際団体等が構築する持続可能性認証スキームがある（森林を対象としたFSC (Forest Stewardship Council) やPEFC (Programme for the Endorsement of Forest Certification)、パーム油を対象としたRSPO (Roundtable on Sustainable Palm Oil)、広く農作物を対象としたISCC (International Sustainability and Carbon Certification) 認証など）。こうしたスキームは独自の持続可能性基準を定め、その対象は環境（ライフサイクルGHG排出量、生物多様性への影響、森林減少・劣化への影響、大気・水・土壌の汚染など）、社会・労働（地域住民・先住民の権利、労働者の権利確保、労働環境の整備など）、ガバナンス（国際条約や各国法令の遵守、監査体制の整備、サプライチェーンの透明性確保など）、など様々だが、これを活用することにより、EUが求める森林DDの実施を部分的にでも担保できる可能性がある。
- 森林DD規則の施行後、DDの実施方法等の詳細が各国により定められることになるが、現時点で上記のような持続可能性認証スキームの活用は妨げられていない。とくに事業者が実施するDDのうち、リスク評価の際に活用可能性があるとの言及もされている（森林DD規則前文 para52）。
- 日本からEUへ主に輸出されている対象品目に適用しうる持続可能性認証スキームの概要とその手続きを事前に把握しておくことは、日本の事業者が今後対応を求められる可能性を踏まえても有用と考えられた。このことから、各種認証スキームの、森林DD規則の下での活用可能性について調査を実施した。

【本調査の結果概要】

- ヒアリング調査に基づけば、認証はあくまで補完的なツールであり認証取得をもってDD要件のすべてに対応できるものではないとの見方が多勢であった。
- 一方で、認証スキームを適用する動きはEUTRと同様とみられており、各認証スキームでは森林DD規則対応の分析・検討を開始している状況。次頁以降ではその状況について情報収集・整理を行った。

3. EU による森林デューデリジェンスに関する調査

⑦既存認証スキームにおける森林DD規則への対応

- 各種の持続可能性認証スキームは、森林DD規則の施行を受けて、これを支持するとともに、同スキームとの整合性の確認等、運用可能性に向けた検討を開始している。
 - 森林DD規則での要求事項のうち、座標軸(生産地の地理的位置)の特定については多くの関係機関がその難しさを課題と認識している。

森林DD規則に対する持続可能性認証スキームの直近動向など

スキーム名	認証対象品目	対象地域	スキーム概要	森林DD規則を受けての取組等
RSPO (Roundtable on Sustainable Palm Oil)	パーム油	全世界	■ WWF(世界自然保護基金)、ユニリーバをはじめとする欧米企業、マレーシアパーム油協会等により設立。2002年から取組開始、2004年に正式設立 ■ 持続可能性認証スキームのデファクトスタンダードとして業界で多くの事業体が活用 ■ 欧州再生可能エネルギー指令(EU RED)で認められたスキーム	■ 規則の検討当初より、EUDRと自認証が定める基準とのギャップ分析を行う等、活用に向けた取組を実施している。 (https://rspo.org/ja/resources/?category=eudr) ■ 2023年6月に関係者間(RSPO、持続可能な農業サプライチェーンのためのイニシアティブ(INA)、持続可能なパーム油フォーラム(FONAP)等)で森林DD規則への対応に向けた議論を実施。森林DD規則を支持するとともに、小規模農家によるEU市場へのアクセスを維持することの重要性が指摘された。トレーサビリティを確保するためのツールは増えているがその互換性がないという現状を踏まえ、ITソリューションのデジタル統合に関する取組事例などが紹介された。 (https://rspo.org/sustainable-palm-oil-players-discuss-implementation-of-eu-deforestation-regulation/)
PEFC (Programme for the Endorsement of Forest Certification)	森林、木材	全世界	■ 各国で地元の関係者によって独立に設立運営されている森林認証制度を国際的に共通するものとして審査及び相互承認を行う。国際NGOであるPEFCが運営 ■ 1999年設立、2023年8月時点で49の国・地域における森林認証制度が承認されている	■ 企業によるDDの一部としてPEFCを活用可能との立場を示し、活用可能なソリューションを開発中。具体的には、森林減少の有無の確認工程、サプライチェーンの把握工程での支援を想定。 (https://pefc.org/eudr) ■ 定期的にウェビナーを開催し検討状況について公表。

3. EU による森林デューデリジェンスに関する調査

⑦既存認証スキームにおける森林DD規則への対応

森林DD規則に対する持続可能性認証スキームの直近動向など(つづき)

スキーム名	認証対象品目	対象地域	スキーム概要	森林DD規則を受けての取組等
FSC (Forest Stewardship Council)	森林、木材	全世界	■ 非営利団体Forest Stewardship Council (FSC)が運営する国際的な認証制度で、1994年、国際NGOであるWWFを中心に、環境団体、林業者、林産物取引企業、先住民団体等により設立	■ 企業がDD報告義務を果たす際のリスク評価・リスク回避のためにツールとしてFSC認証を使用可能との立場。 ■ 小規模森林所有者の支援、先住民の権利強化、EUDRの下での適切なFSCの活用に向けたEUDR所管当局へのトレーニング、各国との森林パートナーシップ構築等を実施していく方針を示している。 ■ EUDRに適合するための森林管理に関する認証基準の見直しにも着手。

森林DD規則を踏まえたFSCの活用可能性に関する分析

- FSCでは、同認証における持続可能性基準が森林DD規則が求める事項を満たすことができるか、項目ごとに確認を行っている。ギャップがある項目については、基準の見直しも検討される予定。

(出所) Preferred by Nature「Understanding the requirements of the EU Deforestation Regulation (EU) 2023/1115」(セミナー発表資料、2023年7月12日、地球人間環境フォーラム「EUDRと森林リスクコモディティ調達の未来」)
(<https://www.gef.or.jp/news/event/230712eudrwebinar/>)より転載

Indications of coverage for FSC	FSC FM	Controls on non-certified component 非认证部分是可控的 (FSC COC/CW forest level)	FSC COC (certified supply chain)
Deforestation / degradation	😊	😊😊	N/A
Legality	😊	😊	N/A
Geolocation / Time of production	😐	😞	N/A
Traceability	N/A	N/A	😐

3. EU による森林デューデリジェンスに関する調査

⑦ 既存認証スキームにおける森林DD規則への対応

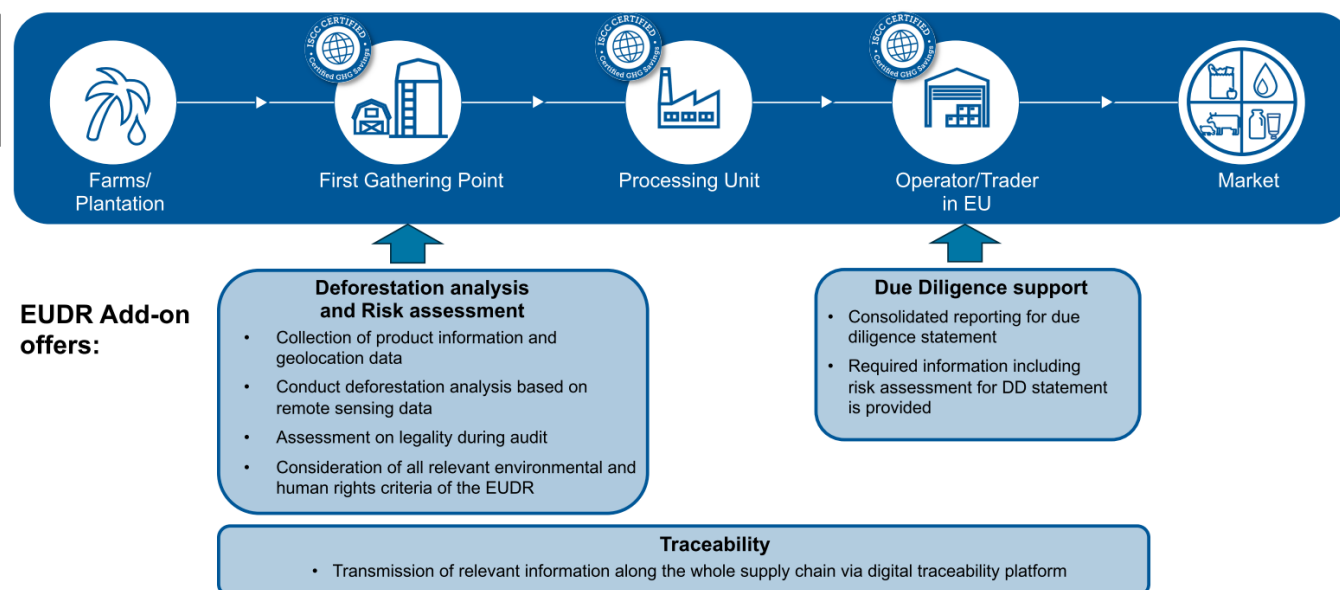
森林DD規則に対する持続可能性認証スキームの直近動向など

スキーム名	認証対象品目	対象地域	スキーム概要	森林DD規則を受けての取組等
ISCC (International Sustainability and Carbon Certification)	食料、家畜、バイオ製品、エネルギー	全世界	■ 100以上の団体がメンバーとなり管理する認証スキーム。本部はドイツ ■ EU REDで認められたスキーム ■ 日本の再生可能エネルギー固定価格買取制度(FIT制度)向けにも、FIT制度のルールを網羅するために従来のISCCから拡張した基準(ISCC Japan FIT)を整備するなど、各種制度への適用に積極的	■ 森林DD規則の実施を部分的に支援する目的で、既存のISCC基準に加え、同規則向けの追加要素「Add-on」を構築予定。(下図) ■ 原産地の森林減少の有無の確認、リスク評価には、ISCCが既に提供している「GRAS」と呼ばれる衛星データを使用した現地モニタリングツールを活用可能としている。 ■ 森林DD規則への準拠に資するソリューション(リスク評価ツール)を開発中。(https://www.iscc-system.org/news/iscc-helping-system-users-navigate-new-eudr/)

森林DD規則の適用に際してのISCC「Add-on」の活用イメージ(パーム油の事例)

- 原産地での森林減少の有無の分析、トレーサビリティの確保、リスク評価等のDDにおける一部工程をISCCの仕組みの活用により支援できている。

(出所)DR. Katharina Heidrich (ISCC)「ISCC certification as a supporting tool for EUDR requirements」(2023年10月23日ウェビナー発表資料)(<https://www.iscc-system.org/wp-content/uploads/2023/10/ISCC-presentation-EUDR-webinar-23.10.pdf>)より転載



3. EU による森林デューデリジェンスに関する調査

⑦既存認証スキームにおける森林DD規則への対応

Preferred by Natureによる森林DD規則に関する取組

- NPO法人Preferred by Nature（前身はNEPCon）は、森林DD規則が対象とするようなリスク評価を行うとともに、各種持続可能性認証スキームでの審査機関として機能。
 - NEPCon (Nature Economy and People Connected) は、25 年前に設立された国際的な環境 NGO。主要業務は、持続可能な土地利用と責任ある林産品の調達を推進することで、木材、牛肉、大豆、パーム油に関するリスク評価を行うとともに、FSC や PEFC などの森林認証、木材合法性証明、持続可能なバイオマスの認証 (SBP: Sustainable Biomass Program)、持続可能なパーム油の認証 (RSPO) などのサービスを行っている。EU から EUTR の監査機関 (MO) に認定されており、EUTR に即した DD システムを EUTR 対象事業者に提供している。活動範囲は EU 全加盟国。
- 森林DD規則の運用に向け、企業が満たすべき原則・基準・指標を定め、公表している(下表)。

原則	基準
原則1： 管理と事業実践において責任を持つ	
	基準1.1： 土地の所有権と管理に関する権利が確保されている。
	基準1.2： 管理計画策定・実施が責任をもって実践されている。
	基準1.3： 税金や各種料金が支払われている。
	基準1.4： 汚職、詐欺、利益相反が回避されている。
	基準1.5： 貿易及び調達が責任をもって行われている。
原則2： 人々の幸福と人権が尊重される	
	基準2.1： 人権が尊重されている。
	基準2.2： 児童労働が行われておらず、若い労働者の雇用に際しては責任をもって管理されている。
	基準2.3： 奴隷労働、強制労働が行われていない。
	基準2.4： 労働者の権利が尊重されている。
	基準2.5： 差別が行われていない。
	基準2.6： 労働者は責任ある規則に従って報酬を受けている。
	基準2.7： 設備利用や作業、活動等は安全に行われている。
	基準2.8： 労働者に提供される住宅は安全かつ衛生的である。
	基準2.9： ジェンダーの平等が維持・保護されている。
	基準2.10： 先住民の権利が認識され尊重されている。
	基準2.11： 地域住民（コミュニティ）が支援され、彼らの権利が尊重されている。

原則	基準
原則3： 自然と環境が保護される	
	基準3.1： 森林とその他の生態系が転換されない。
	基準3.2： 天然林やその他の生態系が劣化していない。
	基準3.3： 生態系及び生物多様性の価値が特定され、保護されている。
	基準3.4： 化学物質が最小限の負の影響にとどまるかたちで責任をもって使用されている。
	基準3.5： 廃棄物が責任をもって削減・管理されている。
	基準3.7： 水資源が保護され、効率的に使用されている。
	基準3.8： 土壌が適切に保護・管理されている。
原則4： 気候への影響が減少・緩和される	
	基準4.1： 温室効果ガス排出が削減される。

(出所) Preferred by Nature「EUDR Indicators – Sustainability Framework Programme 1次ドラフト」(2023年5月)
(<https://preferredbynature.org/sites/default/files/Sustainability-Framework-EUDR-Indicators%28V1.0%29.pdf>)

3. EU による森林デューデリジェンスに関する調査

⑧まとめ:日本の事業者が対応すべき事項に関する情報の整理

【森林DD規則により事業者(Operator)に求められる事項の大枠】(再掲)

■ DDは、以下の手順で実施する。

- **【DD情報の収集】**製品の内容や生産地の情報(地理的位置情報も含む)、製品に関係する事業者の情報、森林減少を伴わない製品であることを証明する情報、合法性を示す情報等を収集し、これらを報告する「**DDステートメント**」を作成する。DDステートメントはEUが整備する「情報システム」に報告するとともに、要請に応じて各国の所管当局に提出する。
 - **【リスク評価】**収集したDD情報に基づき、対象製品が規則に基づいて不適合になるリスクがあるかの評価・判断を行う。
 - **【リスク緩和措置】**リスク評価の結果においてリスクありと判断された場合には、そのリスクを緩和(軽減)する措置を実施する。
- EUにより製品・原産国ごとに行われる分類で「**低リスク**」に分類されたものについては、上記DDプロセスのうち「リスク評価」「リスク緩和措置」の実施は義務ではない(**ベンチマーキングシステム**)。

【森林DD規則への対応の範囲】

- 日本からEUへ輸出される対象品目についてDDの責任を負うのは、**EU域内で当該製品を最初に扱う事業者(First Operator)**。**日本の事業者は、First Operatorに対し、彼らがDDステートメントの作成やリスク評価を実施するのに必要な情報を収集・提供することとなる。**収集・保管が必要な情報の項目は以下の通り(森林DD規則 第9条)。
- **製品表示**(商品名や種類等を含む。木材関連製品は樹種の通称・学名を含む)。製品表示には、対象製品を生産するために使用された関連製品の一覧を含む
 - **対象製品の数量**(原則キログラム単位)
 - **生産国**
 - 対象製品が生産された土地の全ての区画の**地理的位置**、並びに**生産日時**
 - － 牛に関する製品については、牛が飼育されていたすべての施設を地理的位置とする
 - 対象製品を供給された**企業・個人の名称、住所、電子メールアドレス**
 - **森林減少を伴わない製品であることを決定的かつ検証可能な十分量の情報**
 - **対象製品が生産国の関係法令に従って生産されたことを示す決定的かつ検証可能な十分量の情報**

3. EU による森林デューデリジェンスに関する調査

⑧まとめ:日本の事業者が対応すべき事項に関する情報の整理

【森林DD規則への対応の範囲】(つづき)

- 例えばパーム油のように、マレーシアやインドネシアから日本に輸入され日本で加工しEUに輸出するような品目について、日本の事業者がサプライチェーン上の情報収集・提供にどこまで責任を持つ必要があるか(日本国内の範囲でいいのか、自国以上の上流の原産国まで遡ることも求められるのか、それらは今後実施される同規則における国別リスク評価の結果により異なるのか／等)は、**現時点では未定**である。今後の動向を踏まえつつ、各事業者が方針及び要求事項を定めていくことになると考えられる。
 - (参考)森林DD規則対象製品の中でも特にパーム油については、マレーシアやインドネシアがEUへの輸出の障壁になりかねない(両国の主要な生産主体である小規模農家によるDDへの対応が困難)と懸念を示している。EUとマレーシア、インドネシアは対応についての協議を開始している段階。

【森林DD規則の運用に向けた詳細制度設計の進捗と今後の見通し】

- 制度対象事業者(EU域内の事業者)が作成すべきDDステートメントの様式、これを提出する情報システムについては、現在EUが構築を進めており、その詳細は最終決定していない。
 - 2023年12月～2024年1月に情報システムのパイロットテストが実施された。その結果を受けて2024年夏頃には情報システムが整備され、希望事業者に対する活用トレーニング等も実施される見込み。
- 事業者にとって規則準拠のうえでの最大の懸念は、原産地の**地理的位置の特定**である。関連する支援策の1つとして、EUでは世界の森林をモニタリングできるツール等の情報を提供している(<https://forest-observatory.ec.europa.eu/>)。原産地は事業者が特定する必要があるが、特定後、その場所過去に森林減少が生じているかどうか等を確認できる。
- 持続可能性認証スキームの活用については、認証はあくまで補完的なツールであり認証取得をもってDD要件のすべてに対応できるものではないとの見方が多勢。一方で、各認証スキームでは森林DD規則対応の分析・検討を開始している状況。
 - 森林減少の有無を確認する工程への支援(森林管理基準の適用、森林モニタリングツールの提供／等)や、製品のサプライチェーンの把握・トレーサビリティの確保のための支援(CoC(Chain of Custody: 管理の連鎖)認証の仕組みを使ったトレーサビリティの確保／等)、収集情報の検証(認証の下での審査機関による検証を通じた第三者性の担保)といった支援が考えられている。
 - いくつかの認証スキームでは、既存認証基準とEUDRの要求事項のギャップ分析を行い、認証基準の見直しを進めている。

- 日本の事業者を含む関係者への要求事項は、こうした詳細ルールや運用方針が定まった段階でより明確になるものと考えられる。